

3 学校生活について

生徒心得

高等学校は、人間形成の場として教育的意義を担うものである。生徒は規律正しい生活を営むことによって、人格の完成に努めなければならない。以下の規定（心得）に違反したものは、その内容により生徒指導の対象となる。

1 校内生活

- (1) 登校は8時25分までにし、ホームルームで静粛にHR担任を待つ。
- (2) 登校後は原則として終業時刻までは外出してはならない。必要がある時はHR担任に届け、外出許可証を受ける。
- (3) 授業時の入退出は、教科担当教師の許可を受ける。
- (4) 校舎内では常に静粛にし、他人の妨害にならぬよう心掛ける。
- (5) 下校時刻は16時45分とする。下校の際は、消灯や施錠等に注意する。また、部活動の活動時間は18時30分までとする。
- (6) その他
 - ア 物品の拾得、紛失は速やかにHR担任又は生徒課に届ける。
 - イ 所持品には学年、氏名、又はそれに代わる記名をする。
 - ウ 掲示及び放送には常に注意する。

2 礼儀

礼儀は自ら発せられる徳である。敬愛の念はその根本精神である。

- (1) 来客、職員等に対しては会釈する。
- (2) 学生相互においては、理解と友愛の心を持ち、互いに会釈を交わす。
- (3) 会合、儀式並びに公席には時間を厳守し、静粛にする。
- (4) 校内にあつては互いに敬愛の念を持ち、言葉遣いに留意する。

3 服装

服装はその人を表す。清潔質素を旨とし、華美に流れず、品位ある服装を誇りとする。

(1) 本校の制服について

ア 使用衣服や着こなし方は、以下のとおりとする。

（冬服正装） 学校指定のスラックスもしくはスカート、学校指定の背広型ブレザースーツ、長袖白ワイシャツ、学校指定のリボンもしくはネクタイ

（夏服正装） 学校指定のスラックスもしくはスカート、長袖もしくは半袖白ワイシャツ
※リボンもしくはネクタイは任意で着用できる。

（略 装） 冬服・夏服共に式典以外では、白ワイシャツの代わりに市販の白無地・マーク等無しのポロシャツもしくは学校指定のポロシャツが着用できる（いずれも冬服期間は長袖のみ）。その際、リボンやネクタイは着用しなくてもよい。
※校外行事や進路活動など、対外的な場面では正装が望ましい。

（着こなし）

- ・リボンもしくはネクタイを着用する時、ワイシャツの第1ボタンは留める。（第2ボタン以降は常に留める。）
- ・ブレザーの第1ボタンは留める。
- ・ワイシャツやポロシャツの裾は、スラックスもしくはスカートに入れる。

- ・スカートの丈は膝蓋骨の範囲内とし、体の成長に応じて仕立て直す。
- ・スラックス着用時は、黒系で装飾の無いベルトを着用する。
- ・学校指定のベストは、任意で着用できる。
- ・冬服時の登下校および式典時には必ずブレザーを着用すること。

イ 各制服の着用期間は、以下のとおりとする。

冬服	移行期間	夏服	移行期間	冬服
4/1～4/15	4/16～6/30	7/1～8/31	9/1～11/30	12/1～3/31

- ・移行期間においては、気候に応じて適切な服装を選択すること。
- ・ケガ等による異装は、異装届を提出し、担任が朝の打ち合わせ等で連絡する。
- ・冷房下においては、夏服期間でも寒さ対応としてジャケットの着用を認める。

(2) 靴、くつ下について

ア 下履きは運動靴または黒、茶の革靴とする。

イ くつ下は、柄物や蛍光色などの華美なものを避け、くるぶしが隠れる以上の長さのものを着用する。

ウ ストッキングは黒またはベージュの無地単色とする。

(3) インナーについて

下着や肌が透けないように着用する。白・黒・紺・グレー・茶・ベージュ系の無地単色とし、襟や袖口から見えないようにする。

(4) 防寒着について

以下の防寒着が、冬服時に着用できる。

ア コート（Pコート、ダッフルコート他）は、黒・紺・グレー・茶・ベージュ系の華美でないものとする。

また、校舎内での着用は禁止する。

イ 手袋・マフラーは華美でないものを推奨する。自転車通学者が使用する場合は、安全に十分配慮して製品選びや使用をすること。また、校舎内での着用は禁止する。

ウ 学校指定のニットベストかセーター、市販のVネックセーター（無地単色で、華美でないもの）を着用してもよい。ブレザー着用の際は、裾や袖口からセーターが出ないようにすること。

(5) その他

校内用上履き、体育着、体育館シューズは指定の物を使用すること。

4 スマートフォン・携帯電話等について

(1) 学校敷地内においては、電源を切りカバンの中で保管する。校内で使用していた場合および電源が入った状態が発見された場合、担任が預かり保護者連絡とする。反省が見られない場合や繰り返された場合、学校で預かり保護者が来校した際の返却とする。

(2) 学習用端末（BYOD 端末や貸し出し用端末）は、ゲームや SNS など、学習活動に関係のない使い方をした場合は、預かり指導の対象となる。

【補足事項】

- ・学習用端末の判別は、端末サイズと校内 Wi-Fi に接続できる（登録している）かどうかで行う。
- ・学習用端末にゲームや SNS など、学習に必要なアプリのインストールを禁止する。
（購入時にインストールされているゲーム・SNS 系アプリも、消せないもの以外は削除することが望ましい。）
- ・学習用端末の充電は、自宅（下宿含む）で行う。

5 頭髪について

(1) 頭髪は清潔で高校生としてふさわしいものであること。パーマ、コテ、ドライヤー等による極端な加工、染め毛、脱色、エクステンション等は禁止する。また、ヘアワックス等の使用も禁止する。

(2) 前髪については、まゆげが隠れないようにする。極端なまゆげのそりは禁止するが、まゆげを整えることは可とする。

(3) 襟よりも長い髪の者は、体育等の実技時には華美でないヘアゴムで1本ないし2本に束ねて結えること。

6 校外生活

校外生活においては、日頃の研さん結果が最もよく表される。常に本校生徒の誇りを持って、責任ある行動をとらねばならない。他の生徒への影響を含め、日常の学校生活に支障の無いように努める。

- (1) 不健全な飲食店、娯楽場・喫茶店等に入出入りしない。
- (2) 喫煙、飲酒、シンナー、薬物、18歳未満の選挙運動等違法な行為や、それらのおそれのないようにする。
- (3) 夜間の外出は21時までとする。不要な外泊は禁止する。
- (4) 校外団体への加入や校外会合への参加は、保護者の許可を得る。
- (5) 登山・キャンプ等の野外活動を実施する場合は、保護者の許可を得る。また、行き先、参加者、緊急時の連絡先を担任と共有する。
- (6) 旅行をする場合は必ず身分証明書を携行すること。
- (7) アルバイトは届出制とする。ただし、成績不振者は禁止する。（アルバイト規定による）
- (8) 交通道德を守り、道路交通関係法規に違反しないように注意する。原付免許及び自動二輪免許の取得は、全面禁止である。また、免許証は3年次の自動車学校入校説明会以降に許可を得て、自動車学校へ通う。その他、校外において事故を生じたときは、直ちに連絡しなければならない。
- (9) 免許所持者の運転においても、二輪車への同乗は禁止とする。

7 保健清掃

保健意識は文化水準を示す。常に規律ある生活により個人の健康を保持すると共に、学校の衛生向上を図り最善の教育環境を創るように努める。

- (1) 身体は常に清潔に保ち、手洗など衛生上必要なことの励行に努める。
- (2) 教室の換気、採光等に注意する。
- (3) 校内にて身体障害が生じた場合は、速やかに保健室にて手当を受け、養護教諭を経てHR担任に連絡する。
- (4) 感染症のあるものは速やかに治療し、他人に感染させぬように心掛ける。
- (5) 各HRは、割当区域を毎日清掃する。

8 校舎・校具

校舎、校具等、学校の共有物は全体のものであり、保全愛護は全員の責任と義務である。

- (1) 校有物（薬物、危険物も含む）を使用する場合は、管理者の許可を受ける。特別に指示を受けた場合には、許可願を生徒課へ届け出る。使用後は後始末を十分にし、次の使用に支障のないようにする。また、責任者は管理者に報告する。
- (2) 紛失、破損した場合は直ちに管理者（担任）に連絡して、その指示を受ける。

9 集会・掲示・出版

集会、掲示、出版、放送等は生徒の自治的活動を促すものであり、積極的かつ建設的に行われることが望ましい。ただし、他の生徒への影響を含め、日常の学校生活に支障の無い範囲でのみ認められる。

- (1) 校内で集会を催す場合は生徒課の許可を受ける。
- (2) 掲示物は、責任者を明らかにし、生徒課の許可を受ける。
- (3) ホームルーム、クラブ等の出版物は生徒課に届ける。
- (4) 金銭、物品等を集める場合は、HR担任、クラブ顧問を経て生徒課に届ける。
- (5) 高校の教育活動内(授業、生徒会、部活動など)において、それらに関わる事以外の選挙運動や政治的活動は、禁止する。

10 校外派遣

部活動その他の学校代表として校外へ派遣される者は、人格、学業共に優れ、本校の荣誉ある代表として行動

できる者でなければならない。

11 願 ・ 届

(1) 提出書類は署名、捺印等、必要な条件を整えて提出する。

(2) 書類を必要とする願・届等は次の通りである。

ア 事務室管轄の書類（転学願、退学願、休学願、復学願、証明書交付願（卒業証明書、卒業見込証明書、在学証明書など）、旅行許可願、身上変更届、下宿届）

イ 生徒課管轄の書類（自転車通学許可願、アルバイト許可願、入部願、転部願、部活動合宿参加承諾書、異装届、遺失物届）

(3) 自転車通学者許可について

通学手段は徒歩、保護者等送迎、公共交通機関が原則であるが、以下の条件を満たした場合には自転車通学を許可する。

ア 自転車通学は、原則として学校より 1.5km 以上の距離から通学する者に対し許可する。

イ 自転車通学をしたい者は別紙「自転車通学許可願」によって申し出、許可証の交付を受ける。

ウ 「自転車通学許可願」を提出する時は、自転車保険に加入しておき、証書のコピーを添付する。

※2019 年の条例施行に伴い、TS マーク付帯保険への加入および整備をする。

エ 自宅から最寄りのバス停や駅まで自転車を利用する者も、ア・イと同じように申請する。

(注) ヘルメットは事故被害の防止や軽減のために着用することが望ましい。（令和 5 年度からヘルメットの着用は努力義務）

4 アルバイトについて

1 アルバイトを実施できる期間や時間帯

1 年次の 1 学期終了後から、土日祝日、長期休業中（登校日以外）は届け出によりアルバイトを許可する。

アルバイトできる時間帯は、8 時から 18 時までの中で一日最大 8 時間とする。やむを得ず、18 時～20 時に業務を行う者については、特別に許可を受ける。

（特別アルバイトとして登校日の放課後に、経済的理由などやむを得ない場合は許可することもある。）

2 アルバイトを実施できない期間

(1) テスト期間（中間・期末テスト初日の 1 週間前から、各テスト最終日の前日までは、学習に専念するため。）

(2) 夏季・春季休業最後の 3 日間（生活リズムを整え、新学期の準備をするため。）

(3) 問題行動に対する聞き取り等を行う日や、謹慎等の生徒指導を受けている期間は実施できない。

3 アルバイトを実施できない条件

(1) 欠点保持者は、成績会議終了後から翌学期の成績会議終了まで実施できない。（追認成績会議で欠点が解消されれば解除する。）

(2) 理由を問わず、1 か月間の欠席・遅刻・早退の合計が原則 5 回以上の者は、翌月 1 か月間実施できない。また、1 か月間の欠課時数が著しく多い者（20 回以上）についても、翌月のアルバイト可否を生徒課で協議する。

(3) 長期休業中の課題が提出できていない、日常の課題が提出できないことが続く、授業中に寝てしまうことが続くなど、学校生活に支障が出ている場合は改善されるまで実施できない。

4 届の提出と許可

アルバイトを希望するものは担任と部活動顧問に申し出た上で、生徒課担当から説明を受ける。次に「アルバイト許可願」を、部活動顧問の許可を得た上で担任に提出し、学校長の許可を受ける。

許可される期間は、許可証の発行から、その年度末までとする。翌年度も継続する場合は、3 月上旬までに改め

て許可願を提出すること。

※アルバイト先に土肥分校の規定を御理解いただいたうえで雇用していただくため、生徒は希望先にアルバイト規定を持参して説明する。また、生徒課担当教員が電話等で事前確認等の連絡を行う場合がある。

5 許可しない業務

- (1) 酒類を直接扱う業務
- (2) 旅館、民宿の部屋等、個室での接客業務
- (3) 現場作業での危険を伴う業務
- (4) 高校生として不健全な場所（18才未満立入禁止）での業務
- (5) 宿泊を伴う業務

6 各種報告

アルバイトを実施した時には、その月の実績報告と翌月の予定表を提出すること。

※どちらもアルバイト先の確認を受けること。また、提出日は月末を原則とするが、シフト編成のタイミングに合わせることもできる。生徒課担当教員ならびに担任と相談をすること。

7 特別アルバイトについて

- (1) 担任は、特別アルバイトを希望する者の保護者等から、事前に事情の説明を受ける。
- (2) 経済的な理由を主な実施理由とすることから、希望者は奨学給付金が受給されている者とする。また、通常のアルバイトでは不足する理由を、用途・金額など含めて具体的に申告する。
- (3) 希望者は担任・学年主任・生徒課長と面接を行い、確認や指導を受けた上で許可願を提出する。

8 実施上の留意点

- (1) アルバイトのため、土日の学校行事や部活動、検定、放課後の補習等を休まないように、事前に日程を調整すること。生徒指導等によりアルバイトができなくなった場合も、連絡は生徒本人や保護者等が行うこと。（場合によっては、担当教員からも連絡をすることがある。）
- (2) アルバイト許可証は持参してアルバイトを行うこと。
- (3) 異年齢との交遊による問題に注意すること。（飲酒、喫煙など）
- (4) 得た収入は、必要物品の購入や進路準備のための貯金など、適切に活用すること。
- (5) 無断でアルバイトを実施したり、本規定に違反するような内容・時間で実施したりした場合は、生徒指導の対象になる。

5 自動車学校入校について

1 入校・教習上の条件

- (1) 教習の開始日は、3年次の第2学期中間テスト以降に実施される自動車学校入校説明会以降とする。
 - (2) 学校生活を中心と考え、学校生活に支障がないようにする。
- ※欠点保持や校納金の滞納など、許可できない条件がある。詳細は3年次に説明を受けること。

6 部活動について

生徒間の交流を深め、放課後を有意義な時間とするために、積極的に参加すること。活動時は安全に十分配慮し、利用施設の開錠・施錠、物品の使用については顧問に確認をすると共に、責任をもって管理すること。

1 加入登録

- (1) 運動部もしくは文化部に全生徒が登録し、活動する。
- (2) 変更は「転部願」が提出され、新・旧顧問とHR担任、生徒課長の許可を得て認める。
まずは顧問に相談すること。

2 部活動

- (1) 運動部 男子ソフトテニス、女子ソフトテニス、eスポーツ
- (2) 文化部 商業、書道

3 部室の利用管理

- (1) 部室は顧問が管理・指導する。
- (2) 部室は鍵をかけるなどして盗難に十分注意する。

4 その他

- (1) テスト1週間前及びテスト期間中（最終日は除く）の部活動は行わない。但し、テスト終了後2週間以内に公式大会がある部は、届け出を提出し、17時まで活動することができる。
- (2) 活動に関すること全般にわたって、事前に顧問に相談して進めること。

【参考】

・生徒指導対象になる行為の例

怠業 いやがらせ・迷惑行為・誹謗・中傷（SNS等含む） 喫煙・飲酒（所持や同席含む）
無断アルバイト 考査不正 不純異性交遊 器物損壊 窃盗 盗電 パチンコ 不要な外泊
ネットカフェ・ゲームセンター・カラオケ店等への立入禁止時間以降の立入 継続的な指導拒否 対教師反抗
無断免許取得（未遂含む） 無免許運転や同乗 不正乗車 金品強要 暴力殴打 薬物乱用
暴走族参加 暴走行為 その他著しい校則違反

・生徒指導（指導措置）について

事実確認を基に職員会議を行った上で、管理職等による訓戒指導や謹慎指導を行う。その際、保護者にも学校へ来ていただき、事情の説明等を行うことを原則とする。

謹慎指導は、登校謹慎が原則となる。別室指導になるので、授業には出席できない。遅刻などをした場合や、取り組み状況が不十分と判断された場合は、その日の指導を打ち切ったり、指導日数を延長したりすることもある。

学校教育法施行規則第26条による、退学・停学・訓告等を行う場合もある。